

～天橋立を核とした魅力ある景観まちづくりに向けて～

第10回天橋立周辺景観まちづくり検討会を開催しました

天橋立周辺景観まちづくり計画と屋外広告物規制について意見交換を行いました

平成17年9月にスタートした天橋立周辺景観まちづくり検討会も今回で第10回を数えることとなりました。

12月19日にみやづ歴史の館で行われた第10回検討会では、景観まちづくり計画中間案に関する住民・事業者等説明会及び意見募集の結果を報告するとともに、それらを踏まえた計画の修正内容について意見交換を行いました。また、景観まちづくり計画を踏まえた屋外広告物規制についても意見交換を行いました。

今後は、今回の検討会の意見等をもとに、景観まちづくり計画のとりまとめを進めていきます。

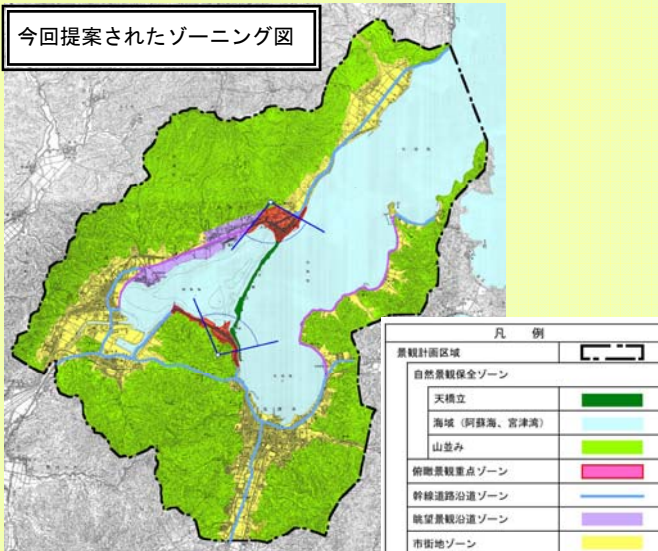


検討会での主な意見等

◆景観計画区域について

- ・ゾーンの境界ラインが建物を横切る場合の扱いはどのようになるのか。
→より積極的な景観形成を図るため、厳しい方の基準の適用を考えている。
- ・俯瞰景観重点ゾーンは、地形や道路等の明確な境界に沿って区域設定してもいいのでは。隣り合った家同士の基準が違うのは違和感がある。
→今回はアイレベルではなく俯瞰景観という特殊な考え方に基づいている。
- ・自治会の意見では、俯瞰景観重点ゾーンの区域を積極的に拡大しようということであったが。
→天橋立を中心に眺めた100°の範囲を基本とし、自治会から要請のあった区域に拡大している。

今回提案されたゾーニング図



◆景観形成基準等について

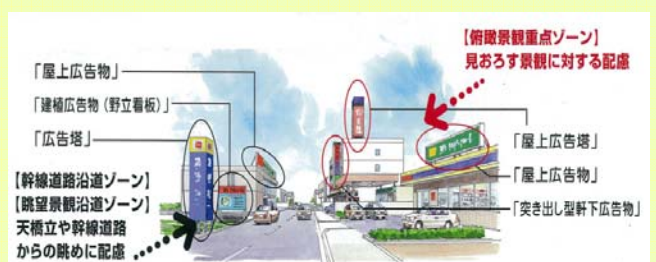
- ・廻旋橋や社寺などシンボルとなるものの色彩は特別に議論するべき。

◆審査について

- ・建築確認申請などに多大な時間を要することがないようにスムーズな審査方法を確立して欲しい。

◆屋外広告物等について

- ・自己用広告物が規制の適用除外になっているが、自己用以外の比率は少ないと思う。現在の規制内容とあまり変わっていないように感じる。
- ・景観計画では一般住民に瓦屋根や色彩の規制をかけているのに、商業者には自己用広告物を認めるのはいびつ。今回の素案は甘すぎる。
- ・広告物を「悪」とするのではなく、規制と同時に良好なものを誘導していくべき。
- ・屋外広告物は非常に大事な話なので、今後も何らかの形で検討を続けていただきたい。市町が中心になるが、府としてももう少し踏み込んだことをしていただきたい。



「天橋立周辺景観まちづくり計画(中間案)」 住民・事業者等説明会を開催しました

平成19年9月から11月上旬にかけて、天橋立周辺の景観まちづくりについて、住民の皆さんや建築・建設業界、事業者等の方々に理解を深めていただくための説明会を延べ19回開催し、約300名の方に御参加いただきました。

景観まちづくり計画の概要を説明させていただいたほか、御参加いただいた皆さんと意見交換を行いました。



【主な意見等】

◆景観まちづくり計画について

- ・阿蘇海の水質問題、天橋立沿岸のゴミ問題の対策を計画に盛り込み、検討されたい。
- ・天橋立周辺の山並みの保全が重要であり、森林の荒廃への対策を検討されたい。

◆景観計画区域・景観形成基準について

- ・俯瞰景観重点ゾーンの設定について、主要な視点場から100度の範囲だけでなく、地区のまち並みに配慮した区域設定をされたい。
- ・俯瞰景観重点ゾーンの屋根材について、車庫や倉庫などの付属建築物は、和瓦以外の材質についても採用可とされたい。また、文化財指定されている建造物については、銅板葺や檜皮葺を採用可とされたい。
- ・海岸沿いへの植樹を促すべき。
- ・屋外広告物について、規制の方針だけではなく具体的な基準を設け、規制強化が必要
- ・景観計画の基準に適合していない既存建築物の扱いは、どのようになるか
- ・景観計画で定められた基準に違反した場合、罰則規定はあるのか。



◆その他

- ・自治会単位や建築業界を対象とした説明会を実施するなど、十分な周知が必要
- ・基準に不適合な建築物等の修景・改修に対する助成制度が必要

「天橋立周辺景観まちづくり計画(中間案)」に対する意見募集を行いました

平成19年11月5日(月)から12月4日(火)まで、天橋立周辺景観まちづくり計画(中間案)について、府民の皆様からの御意見や御提案を募集したところ、41名の方から56項目の御意見等をいただきました。いただいた御意見等に対する京都府の考え方は、今後整理し公表することとしています。

【主な意見等】

◆景観まちづくり計画について【16項目】

- ・天橋立公園のシンボルである松並木の保全の取組が継続されることを望む。
- ・阿蘇海の自然環境保全とエコアップ対策の推進
- ・世界遺産登録を目指した総合的なまちづくりの検討が地域振興につながる。

◆景観計画区域・景観形成基準について【30項目】

- ・外壁の色彩基準は、彩度が低すぎる。また、地区ごとのまち並み景観に配慮した色彩基準を設定すべき。
- ・俯瞰景観重点ゾーン以外のゾーンは、屋根の色彩基準を定めないのか。
- ・伝統的な建造物に見られるベージュ色の漆喰壁や防腐処理塗装が施された木材の板壁が不可となる場合があるが、採用可としてはどうか。
- ・併せて高度地区の指定による建物の高さ規制が必要
- ・審査にあたっては、統一した解釈を図るとともに、調整を図る第三者機関の設置を検討されたい。
- ・基準に不適合な行政機関の建物等の修景・改修を先行されたい。

◆助成制度等について【4項目】

- ・基準に不適合な建物等の修景・改修に対する助成制度の創設

◆その他【6項目】

- ・景観上優良な建築物の事例紹介や表彰制度の創設など、良好な景観の普及啓発を実施すべき。
- ・宮津市は速やかに景観行政団体になるべき。



【事務局】

■京都府 土木建築部 都市計画課 電話：075-414-5327 (直)

■京都府 丹後土木事務所 企画調整室 電話：0772-22-2143 (直)